

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業統治(コーポレート・ガバナンス)とは、効率的かつ健全な企業経営を可能にするシステムをいかに構築するかであり、当社の経営にいろいろな場面でかかわりを持つ株主、債権者、従業員、取引先、消費者、地域社会といった様々な利害関係者(ステークホルダー)の利益を適切に調整するための企業経営の基本的枠組みのあり方と考えております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの充実、経営上の重要な課題であると認識しています。的確な経営の意思決定、それに基づく迅速な業務執行、並びに適正な監督・監視を可能とする経営体制を構築するとともに、各役員及び従業員のコンプライアンス意識を高める研修・教育を徹底し、総合的にコーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オービック	6,794,700	33.68
和田 成史	5,778,160	28.64
和田 弘子	1,308,400	6.48
CBNY-ORBIS SICAV	638,150	3.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	502,850	2.49
澤田 和久	232,050	1.15
中山 茂	222,900	1.10
THE BANK OF NEW YORK-JASDECTREATY ACCOUNT	194,060	0.96
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	190,150	0.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	174,350	0.86

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

その他の関係会社である株式会社オービックは、当社の議決権を36.07%保有し、当社の社外取締役2名及び社外監査役1名が同社の取締役

を兼任しております。当社のソリューションテクノロジーの開発及びそのプロダクトの販売、保守、導入指導等のサービス提供などの事業活動や経営判断においては自主独立性が尊重されております。

また、株式会社オービックは当社のソフトウェアプロダクトの一部を販売しており、その取引については、市場価格を勘案して、每期価格交渉の上決定しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
野田 順弘	他の会社の出身者		○							
木村 博	他の会社の出身者		○							
橋 昇一	他の会社の出身者		○							

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
野田 順弘		——	創業当初、有償第三者割当増資において出資していただき、また経営に関する多大なる助言を賜りました。また現在においては、当社社内の経営陣から独立した立場で経営の監視・監督を行っております。なおオービックグループの統制役の立場ではありますが、当社の独自性を重視することを基本方針としておりますので、グループとしての調整を受けたことはありません。
木村 博		——	経営者としての経験と幅広い見識を有し、また業務執行を行う経営陣からの独立した客観的立場にあり、当社の経営に資するところが大きいため選任いたしました。
橋 昇一		——	経営者としての経験と幅広い見識を有し、また業務執行を行う経営陣からの独立した客観的立場にあり、当社の経営に資するところが大きいため選任いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

事業所にて行う内部監査に監査役及び会計監査人が同行し、社内規定の遵守状況や業務遂行プロセスの監査を行い、会計監査人より助言を受けております。また、年2回監査役全員出席のもと、会計監査人からの監査報告を受けております。この他、定期的に意見交換を行う場を設け、相互連携を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

主力の営業拠点（東京、大阪、名古屋、関東）及び開発本部、管理本部に対して、内部監査室（1名）と内部統制委員会から選抜された社員（2名）が毎年1回の内部監査を実施し、現地監査によって社内規程の遵守状況や営業の業務遂行プロセスの監査及び業務の有効性と効率性の向上を検討しております。なお、他の営業拠点（8拠点）においては、主力営業拠点を含め3グループに振り分け、3年に1回は1グループの拠点を必ず現地監査しております。さらに、月1回行われる定例会議において、評価結果を公表し、情報の共有を図っております。また定期的にその内容を監査役会へ報告しております。

当社は、委員会等設置会社ではなく、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役3名（内社外監査役2名）で構成されており、監査の独立性を確保し監査体制の強化を図っております。なお、社外監査役には、弁護士と財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者を招聘しております。

内部監査の監査結果について検討を行い、必要に応じて再調査を求めています。また会計監査人とも定期的に意見交換を行う場を設け、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
高橋 郁雄	弁護士				○					
加納 博史	他の会社の出身者		○							

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
高橋 郁雄	○	——	弁護士の立場から、企業経営及び日常業務を把握して、業務執行の妥当性、効率性を幅広く検証していただくためであります。独立役員に選任した理由も同様であります。
加納 博史		——	オービックグループ全体の情報開示状況、目標予算、業績結果等の分析、さらにグループ全体の内部統制を把握するため、株式会社オービックの専務取締役であり、また同社の管理本部長であることが条件とされております。

【独立役員関係】

独立役員の数 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 実施していない

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績連動型報酬制度等は導入していませんが、役員賞与においては、当該事業年度の業績等を勘案して、総額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

総額 取締役128百万円(うち社外取締役9百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催の連絡は電話にて内諾を得た後書面にて告知しています。特に重要な案件に関しては事前説明及び資料の送付を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査の状況:

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、柳下敏男(当事業年度を含む継続監査年数3年)及び西田光宏(当事業年度を含む継続監査年数2年)であり、太陽ASG有限責任監査法人に所属しております。また当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、その他8名であります。

企業統治の体制の概要:

当社の企業統治の体制は最終ページ模式図のとおりです。

・取締役会

取締役会は、当社の経営監督機関であり、業務執行機能の経営監督を行っております。

・経営委員会

社内の経営責任者(常勤役員)が出席する経営委員会は、経営に関する基本方針、戦略を討議し、決定するとともに、経営執行に関する重要事項を決定いたします。経営委員会に付議された事項は、その概要も含め取締役会に報告され、その内重要な事項については、取締役会にて決定いたします。なお、経営委員会については、原則として月2回開催いたします。

・監査役会等

監査役会は、監査機能を担います。監査役は取締役会及び経営委員会などの経営執行における重要な会議に出席し、取締役および執行機能の監査を行っております。また内部監査組織として、内部監査室及び内部統制委員会、個人情報保護委員会を設置しております。内部監査室は、社内の業務監査、業務の改善提案を行うとともに、監査結果を監査役会へ報告しております。また内部統制委員会及び個人情報保護委員会は、組織横断的対応且つ継続的な監視を目的として、監査結果を取締役会及び監査役会へ報告しております。

・弁護士及び会計監査人

当社は、企業経営及び日常業務に関して、法律事務所と顧問契約を締結し、経営判断上の参考とするため必要に応じてアドバイスを受ける体制を採っております。また業務執行の妥当性、効率性を幅広く検証するために、監査役及び内部監査人は、会計監査人の助言や提言をもとに内部統制の状況等を把握し、監査役会へ報告しております。

社外取締役に関する事項:

社外取締役の役割については、監督機能の維持・継続、幅広い知見からの監督・助言を期待しています。詳細は「1 機関構成・組織運営等に係る事項 会社との関係(2) 当該社外取締役(監査役)を選任している理由」をご参照ください。

監査役機能強化に係る取組み状況:

(監査を支える人材・体制の確保状況について)

「IV内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」をご参照ください。

(財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況)

公認会計士の資格を有する者が常勤監査役に就いています。また、オービックグループ全体の情報開示状況、予算、業績結果等の分析、内部統制等を把握するため、株式会社オービックの管理本部長である者を1名選任することとしています。

(独立性の高い社外監査役の選任状況)

「1 機関構成・組織運営等に係る事項 会社との関係(2) 当該社外監査役を選任した理由」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記体制の他、当社における組織関係諸規程において、規定されているとおりの体制で、管理・モニタリングを繰り返し、現在の体制が現状当社において最善であると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	概ね開催の3週間前に発送日を設定しております
集中日を回避した株主総会の設定	
電磁的方法による議決権の行使	第28回定時株主総会(平成19年6月開催)より導入しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表後、期末決算発表後と年間を通じて2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、有価証券報告書または四半期報告書、アナリスト・投資家向け説明会の動画などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務管理IR担当 室長 高橋 知久	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主及び投資家の皆様に適時・正確かつ公平な情報を提供するため、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則(以下「適時開示規則」)に沿ってディスクロージャーを行っております。 また、適時開示規則に該当しない情報についても、特定の株主及び投資家に情報が集中しないように公平な開示を行い、株主及び投資家にとって有用な情報の提供を行うことをディスクロージャーの基本方針としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 業務運営の基本方針

当社は、以下の経営理念を経営の拠り所とします。

【経営理念】

当社は、「自由と公平」「採用と教育」「革新と戦略」を基本方針とし、多様なIT(情報技術)とユーザーの満足を徹底的に追求する「顧客第一主義」の思想をプロダクト(製品)開発に貫き、プロダクトをはじめとする保守・導入指導等のサービスの提供を行う。

また中堅及び中小企業のIT化を強力にサポートするリーディングカンパニーとしての役割を自覚し、基幹業務ソリューションの進化を業界の先に立って開拓することを念頭におき、株主、ユーザー、従業員と共に繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献する。

2. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

(1)取締役会は、法令等遵守(以下「コンプライアンス」という。)のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。

(2)社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図る。

(3)監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(4)内部監査室の配置により、内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、整備方針、計画の実行状況を監視する。

(5)コンプライアンス全体を統括する統括責任者及びコンプライアンス担当の配置、コンプライアンスに関連する規程の作成及び整備、そして倫理研修の定期的実施等により、役員及び従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう指導する。

(6)当社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。

(7)相談・通報体制を設け、役員及び従業員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気づいたときは、社内及び社外の相談窓口等に通報しなければならぬと定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針、さらにコンプライアンス・プログラムの要求事項を、実施し、維持し、及び継続的に改善していく。

4. リスクの管理に関する規程その他の体制について

(1)事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程を整備し平時における事前予防体制を整備する。

(2)リスク管理の実効性を確保するために、組織横断的対応且つ継続的な監視を目的として、内部統制委員会及び個人情報保護委員会を設置し、各委員会の審議結果は、取締役会、経営委員会、監査役会に報告されている。

(3)経営に重大な影響を及ぼす不測事態が、発生し又は発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じる。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

取締役会は定期的に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社内の経営責任者(常勤役員)が出席する経営委員会を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。また社長以下部門責任者をメンバーとする戦略会議を週1回開催し、絞り込んだテーマについて、時間をかけて議論を行う。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)関係会社の株式会社オービック、子会社及び関連会社との緊密な連携をもとにOBCブランドの維持・向上に努める。

(2)子会社及び関連会社の独立性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

7. 監査役職務を補助すべき使用人

現在、監査役職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役職務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

8. 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項

(1)前号に定める監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、使用人の指揮命令を受けない。

(2)前号に定める監査役スタッフの発令・異動・考課・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとする。

9. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制について

(1)監査役職務の効率的な遂行のため、取締役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項ならびに業務遂行の状況及び結果について監査役に報告する。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。

(2)取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに報告する。

(3)監査役への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行う。

10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつ。

(2)取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、監査役と子会社等の取締役との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(3)取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力する。

(4)取締役は、監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門との連携を図れる環境を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度を貫きます。

(1)当社就業規則に、反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度を貫き、いかなる取引も行ってはならない旨を記載し、役員・社員へ周知徹底しております。

(2)平素より反社会的勢力および団体に関する情報収集を図り、万一不当要求等の事態が発生した場合には警察や顧問弁護士と迅速に連絡を取り、速やかに対処できる体制を構築しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

<情報開示の基本方針>

当社は、株主及び投資家の皆様に適時・正確かつ公平な情報を提供するため、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則（以下「適時開示規則」）に沿ってディスクロージャーを行っております。また、適時開示規則に該当しない情報についても、特定の株主及び投資家に情報が集中しないように公平な開示を行い、株主及び投資家にとって有用な情報の提供を行うことをディスクロージャーの基本方針としております。

<情報開示の方法>

適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、株式会社東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）にて公開しております。TDnetにて公開した情報のホームページへの掲載に関しては、メディアへの発表後速やかに掲載することとしています。また、適時開示規則に該当しない情報を開示するに当たっても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法によりできるだけ正確かつ公平に当該情報が一般の投資家に伝達されるよう配慮を行っております。

なお、決算にかかる情報開示におきましては、昨今のわが国企業業績が短期間に大きく変動する事例が多く見られることをふまえ、四半期及び期末の決算情報の開示は、それぞれの決算期末から1ヶ月以内に発表することを心がけています。

<沈黙期間について>

当社は決算情報等の株価に影響を与える情報の漏洩を未然に防止し、公平性を確保するため、決算期末から決算発表日までを「沈黙期間」としております。この期間は決算およびそれに関連する一切のコメントやお問合せへの回答を差し控えることとしております。但し、この沈黙期間中に業績予想を大きく乖離する見込みが出てきた場合には、適時開示規則に従い、適宜、情報の開示を行います。

<管理体制、研修等の実施状況>

当社では、重要な会社情報の取扱いについて「インサイダー取引防止規程（社内規程）」に詳細を定めております。この内容の理解を深め、全社員への周知徹底を図るため、新入社員の研修時に東京証券取引所自主規制法人発行の「こんぶらくんのインサイダー取引規制Q&A」掲載の内容を基に講習を行っております。また四半期開示時期及び決算時期の1ヶ月前の自社株売買規制などをOASIS（社内掲示板）へ掲載し、全社員への周知を図っております。

<スポークスパーソンについて>

当社のスポークスパーソンは、社長、情報開示責任者、役員役員、IR担当者としており、スポークスパーソン以外の者がIR活動の一環として、市場関係者とコンタクトする際は、必ずIR担当者が同席いたします。また、スポークスパーソン以外の役員及び社員がIR情報の提供を行うことはできないとしています。

(企業統治の体制)

